

大阪府糖尿病協会 顧問臨床検査技師会 会則 施則 平成21年8月1日
令和6年9月1日一部改変

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は大坂府糖尿病協会 顧問臨床検査技師会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を森ノ宮医療大学 医療技術学部 臨床検査学科内
小宮山研究室内に置く。

〒559-8611 大阪市住之江区南港北 1-26-16

TEL 06-6616-6911 FAX 06-6616-6912

(組織)

第3条 本会は大坂糖尿病協会に属する組織であり、同協会の趣旨に賛同した、
大坂及びその周辺地域の医療施設において勤務する臨床検査技師で構成される。

(目的)

第4条 本会は大坂糖尿病協会の開催する行事に参加協力することで、療養指
導の技術や知識の向上を目指すとともに、糖尿病患者の合併症抑止と糖尿病教
育に貢献する事を目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、大坂糖尿病協会や顧問医会、患
者会が主催する 次の事業について参加協力を行なう。

検査の日イベント、大坂 CDE 活動、大坂糖尿病協会会員総大会、大坂糖
尿病患者教育担当者研修会 (ODES)、世界糖尿病デー関連イベント、大
坂 DM ウォークラリー、糖尿病療養指導士講演会等の事業

(2) 会員の学識及び技術等の向上に関する事業

(3) その他、本会の目的にかなう事業

第2章 会員

(会員の入会資格)

第6条 本会の会員は、臨床検査技師とする。

(1) 会員は、日本臨床衛生検査技師会に所属する会員とする。

(2) 会員は、日本糖尿病協会に所属すること。

(会費)

第7条 会員は、事業に参加するにあたって、顧問臨床検査技師会で定める会
費を納入しなければならない。

第3章 会員及び役員

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事（会計・監事） 5名

第9条 役員の仕事、任期

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 役員は、事業開催にあたり必要に応じて召集され、理事会を開催する。
- (3) 役員任期は2年とし再任をさまたげない。

第4章 運営および会計

第10条 運営および会計

- (1) 本会の運営は事務局で行う。
- (2) 本会に係わる費用は会員から徴収した会費、大阪糖尿病協会よりの助成金、その他の収入をもってこれにあたる。会費・参加費は別途徴収する
- (3) 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- (1) この会則は、令和6年9月1日から実施する。